

## 平成 29 年度星空観察の推進手法に関する検討会設置要綱

平成 29 年 5 月 15 日

平成 29 年 7 月 20 日改正

環境省水・大気環境局

## 1. 目的

環境省では、「星空の街・あおぞらの街全国大会」を通じて、郷土の環境を活かした地域おこしの推進と大気環境の保全の意識向上に努めてきた。

昨今、LED 照明の普及等を背景に、屋外照明による光害防止が重要となってきたこと等を踏まえ、星空の観察を通じて光害や大気汚染等に気づき、環境保全の重要性について関心を深めてもらうこと、さらに良好な大気環境や美しい星空を地域資源としても活用いただくことを目的に検討を行うものである。

## 2. 検討内容

- ・星空の見やすさを段階的に示す簡易で客観的な評価方法等を検討する。
- ・広く星空観察を推進するための観察手法や周知手法等を検討する。

## 3. 組織等

- (1) 検討会は、学識経験者等のうちから水・大気環境局長が招集する者をもって構成する。
- (2) 検討会に水・大気環境局長が指名する座長を置き、座長は検討会の会務を総理する。
- (3) 検討会の座長に事故があるとき等において座長の職務を代行するため、検討会に座長代行を置き、座長の指名によりこれを定める。なお、検討会において特別な事項を検討する必要がある場合には、必要に応じて学識経験者等、検討事項に関連ある者を出席させることができる。

#### 4. 会議の公開等

- (1) 本検討会は原則として公開とする。会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、入室人数の制限その他必要な制限を課することができるものとする。
- (2) 本検討会における配付資料は、会議終了後原則として公開するものとする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある資料又は特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれのある資料は「検討会限り」である旨明記し、非公開とすることができるものとする。
- (3) 議事録は、公開するものとする。なお、議事録の作成に当たっては、当該会議出席者の了解を得るものとする。
- (4) 上記(1)及び(3)の規定にかかわらず、特段の理由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。

## 平成29年度星空観察の推進手法に関する検討会設置要綱

平成29年5月15日  
環境省水・大気環境局

### 1. 目的

環境省では、「星空の街・あおぞらの街全国大会」を通じて、郷土の環境を活かした地域おこしの推進と大気環境の保全の意識向上に努めてきた。

昨今、LED照明の普及等を背景に、屋外照明による光害防止が重要となってきたこと等を踏まえ、星空の観察を通じて、光害防止や大気保全の重要性について関心を深めてもらうこと、さらに良好な大気環境や美しい星空を地域資源としても活用いただくことを目的に検討を行うものである。

### 2. 検討内容

- ・星空の見やすさを段階的に示す簡易で客観的な評価方法等を検討する。
- ・広く星空観察を推進するための観察手法や周知手法等を検討する。

### 3. 組織等

- (4) 検討会は、学識経験者等のうちから水・大気環境局長が招集する者をもって構成する。
- (5) 検討会に水・大気環境局長が指名する座長を置き、座長は検討会の会務を総理する。
- (6) 検討会の座長に事故があるとき等において座長の職務を代行するため、検討会に座長代行を置き、座長の指名によりこれを定める。なお、検討会において特別な事項を検討する必要がある場合には、必要に応じて学識経験者等、検討事項に関連ある者を出席させることができる。

#### 4. 会議の公開等

- (1) 本検討会は原則として公開とする。会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、入室人数の制限その他必要な制限を課することができるものとする。
- (2) 本検討会における配付資料は、会議終了後原則として公開するものとする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある資料又は特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれのある資料は「検討会限り」である旨明記し、非公開とすることができるものとする。
- (3) 議事録は、公開するものとする。なお、議事録の作成に当たっては、当該会議出席者の了解を得るものとする。
- (4) 上記(1)及び(3)の規定にかかわらず、特段の理由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。